

1 議 事 日 程（第1日）

（平成18年第2回有田川町議会定例会）

平成18年6月13日

午前9時30分開会

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 閉会中の所管事務調査報告について

日程第4 諸般の報告

追加日程第1 議案第148号 助役の選任について

日程第5 議案第146号 有田川町監査委員の選任について

日程第6 議案第122号 有田川町少年センター設置条例の制定について

日程第7 報告第23号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 報告第24号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 報告第26号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 15 報告第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 7 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 報告第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 7 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 報告第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 7 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 報告第 3 5 号 平成 1 7 年度有田川町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第 20 報告第 3 6 号 平成 1 7 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 21 報告第 3 7 号 平成 1 7 年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 22 報告第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 8 年度有田川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 報告第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 8 年度有田川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 報告第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 1 8 年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 報告第 4 1 号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 26 報告第 4 2 号 金屋町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 27 報告第 4 3 号 清水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第 28 報告第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 報告第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 報告第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて
和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約

- 日程第 31 報告第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて
和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部
を改正する規約
- 日程第 32 報告第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて
和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合規約の
一部を改正する規約
- 日程第 33 報告第 4 9 号 有田川町章の制定について
- 日程第 34 報告第 5 0 号 有田川町の「花」「鳥」「木」の制定について
- 日程第 35 議案第 8 4 号 平成 1 7 年度吉備町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 36 議案第 8 5 号 平成 1 7 年度吉備町住宅新築資金等事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 37 議案第 8 6 号 平成 1 7 年度吉備町老人保健特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 38 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度吉備町国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 39 議案第 8 8 号 平成 1 7 年度吉備町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 40 議案第 8 9 号 平成 1 7 年度吉備町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 41 議案第 9 0 号 平成 1 7 年度吉備町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 42 議案第 9 1 号 平成 1 7 年度吉備町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 43 議案第 9 2 号 平成 1 7 年度金屋町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 44 議案第 9 3 号 平成 1 7 年度金屋町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 45 議案第 9 4 号 平成 1 7 年度金屋町老人保健特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 46 議案第 9 5 号 平成 1 7 年度金屋町簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 47 議案第 9 6 号 平成 1 7 年度金屋町岩倉財産区管理会特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 48 議案第 9 7 号 平成 1 7 年度金屋町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

- 日程第 49 議案第 98 号 平成 17 年度金屋町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 50 報告第 99 号 平成 17 年度かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 51 議案第 100 号 平成 17 年度金屋町浄化槽事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 52 議案第 101 号 平成 17 年度金屋町、吉備町及び清水町指導主事共
同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 53 議案第 102 号 平成 17 年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 54 議案第 103 号 平成 17 年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 55 議案第 104 号 平成 17 年度清水町老人保健事業（医療）特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 105 号 平成 17 年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 57 議案第 106 号 平成 17 年度清水町特別養護老人ホーム等事業特別
会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 107 号 平成 17 年度清水町簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 59 議案第 108 号 平成 17 年度清水町簡易排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 60 議案第 109 号 平成 17 年度清水町粟生財産区会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 61 議案第 110 号 平成 17 年度清水町城山山林財産区会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 62 議案第 111 号 平成 17 年度清水町八幡山林財産区会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 63 議案第 112 号 平成 17 年度清水町安諦山林財産区会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 64 議案第 113 号 平成 17 年度有田消防組合会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 65 議案第 114 号 平成 17 年度有田郡少年センター事務組合会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 66 議案第 115 号 平成 18 年度有田川町一般会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 67 議案第 116 号 平成 18 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 68 議案第 117 号 平成 18 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 69 議案第 118 号 平成 18 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 70 議案第 119 号 平成 18 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 71 議案第 120 号 平成 18 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 72 議案第 121 号 平成 18 年度有田川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 73 議案第 123 号 有田川町国民健康保険税条例の制定について
- 日程第 74 議案第 124 号 吉備町国民健康保険税条例等の廃止について
- 日程第 75 議案第 125 号 有田川町水道事業給水条例の制定について
- 日程第 76 議案第 126 号 吉備町水道事業給水条例等の廃止について
- 日程第 77 議案第 127 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 78 議案第 128 号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 79 議案第 129 号 有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 80 議案第 130 号 有田川町林業研修宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 81 議案第 131 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 82 議案第 132 号 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 83 議案第 133 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 84 議案第 134 号 有田川町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 85 議案第 135 号 有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 86 議案第 136 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 87 議案第 137 号 有田川町農林産物振興センター、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 88 議案第 138 号 有田川町林業交流活性化センター、有田川町健康管理センター、有田川町農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第 89 議案第 139 号 有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家の指定管理者の指定について
- 日程第 90 議案第 140 号 有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 91 議案第 141 号 有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について
- 日程第 92 議案第 142 号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 93 議案第 143 号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について
- 日程第 94 議案第 144 号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 95 議案第 145 号 有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第 96 議案第 147 号 非核有田川町宣言について
- 日程第 97 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	13番	横畑龍彦
14番	殿井堯	15番	浦博善
16番	林道種	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中 [✓] 正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	橋爪弘典
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 前ノ利夫

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 堀江眞智子 24番 大岡憲治

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長	中山正隆	総務課長	須佐見政人
清水行政局長	安井督	消防長	片畑昌宙
企画課長	山崎正行	福祉課長	東敏雄
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
出納室長	浜田文男	地籍調査課長	福原茂樹
産業課長	東信行	建設課長	中西一雄
下水道課長	中井勇	水道課長	嶋崎篤生
情報管理課長	水口克將	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会福祉課長	平内竹信		

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開会 9時50分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

9番、前々利夫君から欠席の届けがありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより平成18年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時51分

○議長（亀井次男）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、堀江君、24番、大岡君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長から委員会開催の結果について、ご報告願います。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果と経過について、ご報告申し上げます。

去る6月6日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました結果、会期につきましては、本日から6月27日までの15日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

この会期、日程等について賛同賜り、円滑な議会運営ができますように、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

終わります。



○議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月27日までの15日間に決定しました。

…………… 日程第3 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

去る6月8日から9日までの2日間にわたり、下水道事業対策特別委員会の所管事務調査視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いします。

下水道事業対策特別委員長、林君。

○下水道事業対策特別委員長（林 道種）

議長の許可を得ましたので、下水道事業対策特別委員会の行政視察について、ご報告いたします。

去る6月8日、9日の両日、熊本県山鹿市の下水道事業雨水対策の概要について、下水道対策特別委員会委員9名と町長及び執行部職員含め12名で調査してまいりました。

今回の視察の目的は、有田川町における公共下水道事業実施に伴う雨水対策について、先進地である山鹿市環境部下水道課を訪問させていただきました。山鹿市の市長、議会及び議員全員には公務が入っており、環境部の下水道課に対応していただき、公共公務係長から説明を受けました。

山鹿市の概要ですが、平成17年の1月15日に山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の1市4町が合併し、新たな山鹿市として誕生しました。本市の人口は、平成18年4月1日現在57,899人で、世帯数は、18,995世帯、面積は299.67平方キロメートルであります。合併を行い、公共下水道は2処理区、農業集落排水事業35処理区、小規模排水施設事業5処理区を事業推進しているとのこと。そして、公共下水道については、昭和44年に旧山鹿市が、昭和59年に旧鹿本町が着手し、公共用水域の水質保全に努めているのですが、埋設管の老朽化が著しく、雨水が汚水に大量に入ってきておるのが現状であります。管の破損箇所を調査しながら雨水整備をいたしているところでもあります。この雨水対策は、下水道事業と雨水対策事業を平行して限られた予算の中で計画的に実施することはもとより、雨水に関しては、地元住民との連携が大切であるとのことでありました。雨水整備は、山鹿

処理区で、整備率は13.5%であります。これらの現状をお聞きし、質問もさせていただき、写真による現場説明も受けてまいりました。また、翌日は、福岡市下水道局・東部水処理センターの付帯設備等の現状について見学もいたしました。

さて、有田川町におきましても、公共下水道施設建設が進められていますが、それに伴って重要課題であります下水道雨水対策計画のための調査も実施いたしておるところであります。この雨水対策は、住民の生命財産を守るためにも、下水道の大切な役割の一つであります。下水は、汚水と雨水からなると下水道法でも定義されておるなど大切なものであり、この視察は、たいへん意義深いものであり、たいへん参考になりました。

以上、報告をいたしますが、この視察をするに当たって、やはり、雨水の問題、これは有田川町におきましても、あの大水害において、この有田が非常に財産、また生命が奪われたということがございました。二度とああいう大水害によって犠牲者が出ないように、財産の紛失をしないようにするためにも、今後一層、下水対策事業を進めてまいらなくてはならないなということを感じました。

当地域においては、川と土地との高さに差がございましたが、この有田川の下の方では、川と地域の高さのレベルが同じであって、雨水が住宅の方へ舞い込んでくるといような地域であることから、今後一層研究も進めていかななくてはならないなということを感じました。

以上、報告いたします。

○議長（亀井次男）

これで、所管事務調査の報告を終わります。

…………… 日程第4 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提案された議案等は、報告28件、議案64件、諮問1件、それから、追加提出された議案1件であります。

また、説明員は町長ほか18名であります。

次に、監査委員より、吉備町、清水町の平成17年12月分と金屋町の平成17年11月、12月分の例月出納検査及び平成17年度定期監査の結果、それから、平成18年1月、2月、3月、4月分の例月出納検査の結果、それから、平成17年度の定期監査の結果、そして、平成17年12月分の吉備町水道事業出納検査、定期監査の結果がそれぞれお手元に配布のとおり報告されております。

次に、今期定例会に提出されました要望は、お手元に配布の文書表のとおり、住民福祉常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

次に、道路整備の促進と財源確保に関する意見書の提出については、産業建設常任

委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより議案の審議を行います。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第5から日程第97までの報告28件、議案64件、諮問1件、及び追加議案1件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第97までの報告28件、議案64件、諮問1件及び追加議案1件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

改めて、おはようございます。

本日、ここに平成18年第2回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、たいへんお忙しい中ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

提案理由の説明に先立ちまして、去る4月1日付けで職員の人事異動を発令しましたので、ご紹介をさせていただきます。

建設課長の中西一雄でございます。

○建設課長（中西一雄）

中西です。よろしくお願いいたします。

○町長（中山正隆）

地籍調査課長の福原茂記でございます。

○地籍調査課長（福原茂記）

福原です。よろしくお願いいたします。

○町長（中山正隆）

学校教育課長の岩本良憲でございます。

○学校教育課長（岩本良憲）

岩本です。よろしくお願いいたします。

○町長（中山正隆）

議会事務局書記の池尻ひろ子でございます。

○議会事務局書記（池尻ひろ子）

池尻です。よろしくお願いいたします。

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わります。

今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただ今上程されました議案について、ご説明申し上げます。

報告第23号から報告第34号までの12議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年度一般会計及び特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第23号は、平成17年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、町税、地方譲与税、地方交付税、国及び県支出金、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、4億3,658万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、85億1,641万2,000円と相りました。

報告第24号は、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、公債費など不用額となる未執行額16万4,000円を減額しております。

報告第25号は、平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、保険税、国及び県支出金、交付金などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、9,635万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は11億5,976万7,000円と相りました。

報告第26号は、平成17年度、有田川町老人保健事業特別会計補正予算、第1号であります。

今回の補正は、医療費の実績に合わせ2,519万9,000円を減額しております。これにより、補正後の予算総額は、14億1,568万5,000円と相りました。

報告第27号は、平成17年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、保険料、国及び県支出金、交付金などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1億4,665万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6億3,780万円と相りました。

報告第28号は、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であ

ります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,142万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、7億3,464万8,000円と相りました。

報告第29号は、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、分担金及び負担金、使用料などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,559万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億4,651万7,000円と相りました。

報告第30号は、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費など不用額となる未執行額38万9,000円を減額しております。

報告第31号は、平成17年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、国庫補助金、町債などが確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額298万3,000円を減額しております。

報告第32号は、平成17年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、使用料、諸収入が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、685万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、1億743万2,000円と相りました。

報告第33号は、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、介護給付費収入、利用者負担金収入、特定入居者介護サービス費収入などが確定しましたので、これを補正するとともに、運営事業委託料に915万8,000円を補正し、基金積立金では1,990万円を減額するなど、1,074万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、1億6,934万3,000円と相りました。

報告第34号は、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、不用額となる未執行額を減額した結果、516万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、14億1,560万4,000円と相りました。

報告第35号から報告第37号までの3議案につきましては、平成17年度有田川

町一般会計及び特別会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第35号は、平成17年度有田川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

清水庁舎改築事業に伴う、平成17年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その支出を終わらなかったものを、逐次繰越して使用することができる経費について、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

報告第36号は、平成17年度有田川町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成17年度の一般会計予算の経費を平成18年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

報告第37号は、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成17年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成18年度に繰越して使用するため、繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

議案第38号から議案第40号までの3議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年度一般会計及び特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第38号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、有田川町土地開発公社事業資金の借入れに伴い、債務負担行為の補正を行うものであります。

報告第39号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、有田川町健康管理センターしみず温泉健康館の設計委託料及び改修工事に1,900万円を、町道川口立石線の地すべりに伴う、公共土木施設災害復旧事業の測量設計委託料に1,000万円、合計2,900万円の補正を行うものであります。これにより、補正後の予算総額は、145億400万円と相なりました。

報告第40号は、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、平成17年度決算において、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金に不足額が生じたので、8,461万8,000円を繰上充用する補正を行うものであります。これにより補正後の予算総額は、37億3,788万円と相なりました。

報告第41号から報告第43号までの3議案につきましては、平成17年度土地開発公社の経営状況の報告についてであります。

報告第41号は、平成17年度有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成17年度において、土地の取得状況は、公共用地として、町道土井2号線用地

など2万4,121.43平方メートルを取得し、土地の処分状況では、藤並保育所拡張用地など4,840.43平方メートルを売却いたしました。附帯事業では、公共下水道事業の契約及び登記事務を23万円で受託しました。売却土地保有状況ですが、本年度末における売却土地の保有状況は、公有用地として、2万7,299.43平方メートル、1億6,799万2,885円であり、未成土地については、84万8,167.66平方メートルで、3億30万1,598円であり、合計では、面積87万5,467.09平方メートル、金額は4億6,829万4,483円となります。

財政状況ですが、本年度の損益勘定では、事業収益7,875万4,660円、事業外収益21万4,168円で合計7,896万8,828円に対し、事業原価7,706万4,330円、一般管理費1,217万5,649円で、合計8,923万9,979円となり、差引1,027万1,151円が当年度損失金であります。損益処分計算書では、前期繰越準備金4億4,743万9,733円、当年度損失金1,027万1,151円を差し引き、4億3,716万8,582円が翌年度繰越準備金となります。

報告第42号は、平成17年度金屋町土地開発公社の経営状況についてであります。

平成17年度において、土地の取得状況は、公共用地として町道土井線バイパス用地404.43平方メートルを取得し、土地の処分状況では、町道土井2号線関係測量設計、福祉保健施設関係用地鑑定事業成果を174万5,452円で町へ売却し、町道土井2号線用地404.43平方メートルを吉備町土地開発公社へ引き継ぎました。12月1日、解散時の財産総額は500万円であり、解散事務費を差し引き、490万7,841円を有田川町に帰属いたしました。

報告第43号は、平成17年度清水町土地開発公社の経営状況についてであります。

12月1日解散時の財産総額は500万円であり、解散事務費を差し引き、490万7,014円を有田川町に帰属いたしました。

報告第44号から報告第48号までの5議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、条例及び規約の変更について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第44号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への税源の移譲を行うための、個人住民税の税率の見直しをはじめ、住民税制の見直しなど地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

報告第45号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の改正により、補償基礎額の引き下げを行うことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

す。

報告第46号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を改正する規約についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日から和歌山県市町村非常勤公務災害補償組合に有田市及び和歌山地方税回収機構を加入させるとともに、組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴う改正、並びに岩出町が岩出市となるため、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を変更する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

報告第47号は、和歌山県市町村職員退職手当事務組合同約の一部を改正する規約についてであります。

組合の組織団体である那賀郡岩出町が、市制施行により平成18年4月1日から岩出市となることにより、本組合同約の一部を変更する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

報告第48号は、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合同約の一部を改正する規約についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年4月1日から和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合に有田市を加入させ、また那賀郡岩出町が、平成18年4月1日から岩出市になることに伴い、組合同約の一部を変更する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

報告第49号は、有田川町章の制定についてであります。

有田川町章を別紙のとおり制定しましたので、ご報告するものであります。図案のコンセプトは、有田川のAを図案化し、緑豊かな山、清流の有田川を表現し、全体の円形は、町民の和と発展を表すものであります。

報告第50号は、有田川町の「花」「鳥」「木」の制定についてであります。

有田川町の花は「コスモス」、鳥は「ヤマガラ」、木は「みかん」を制定いたしますので、ご報告するものであります。

議案第84号から議案第114号までの31議案につきましては、平成18年1月1日の合併に伴い、平成17年12月31日をもって、打切り決算した関係上、平成17年4月1日より12月31日までの9カ月間の平成17年度、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町の一般会計及び各特別会計の決算認定、並びに有田消防組合、有田郡少年センター事務組合の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、出納室長、水道課長、社会教育課長より説明させることにいたします。

議案第115号は、平成18年度、有田川町一般会計補正予算、第3号であります。

当初予算では、人件費等義務的な経費を主体として、必要最小限の収支のみを計上する、骨格予算を編成していましたが、6月補正においては、政策的経費や新規事業を追加するなど、肉付予算の計上をいたしました。



補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

2款総務費の企画費では、長期総合計画策定業務委託料に550万円を、コミュニティセンター建設事業費では、境川コミュニティセンター建設事業費に1,500万円を、中井原集会所建設事業費に4,361万8,000円を、賦課徴収費では、地番図、家屋図作成委託料に4,250万円を、3款民生費の老人福祉費では、介護手当金に468万円を、児童措置費では、被用者小学校修了前特例給付費に5,971万5,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、低コスト耐候性ハウス設置補助金に8,414万1,000円を、農地費では、小規模土地改良事業費に1,630万円を、林業振興費では、山村森林づくり機械化支援事業補助金に1,194万円4,000円を、林道維持改良費では、林道清水上湯川線改良工事費に1,960万1,000円を、林道舗装事業費では、林道板尾沼谷線舗装工事費に1,959万円を、7款商工費の商工総務費では、商工会助成金に2,128万6,000円を、観光費では、有田川町観光パンフレット印刷費に420万円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、維持修繕工事費に2,500万円を、道路新設改良費では、辺地対策事業・町道鷲ヶ峰線及び町道生石中央線改良費に1億3,000万円を、市町村道路事業県費補助事業として、杉野原橋・神矢手線改良工事費に1,134万円を、交通安全施設等整備事業費に2億9,270万円を、地方特定道路整備事業費に7,890万円を、都市計画総務費では、旧有田鉄道敷きを利用したまちづくり交付金事業として、5億8,786万円を、9款消防費の非常備消防費では、新消防団員作業服などに1,300万円を、消防施設費では、耐震性貯水水槽整備工事費に3,037万1,000円を、消防車両及び消防ポンプ購入費に1,630万1,000円を、10款教育費の教育振興費では、小学校教育活動奨励交付金に853万4,000円を、中学校教育活動奨励交付金に368万4,000円を、青少年健全育成事業費では、海外研修委託料及び補助金に514万2,000円を、体育施設費では、金屋テニス公園改修工事費に470万円を、11款災害復旧費では、農地災害復旧費に301万5,000円を、農業用施設災害復旧費に1,238万5,000円を、林業用施設災害復旧費に1,287万2,000円を、公共土木施設災害復旧費に1億5,353万3,000円など、今回の補正額は、19億3,818万7,000円となり、補正後の予算総額は、164億4,218万7,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、町税、国庫支出金、県支出金、町債及び基金からの繰入れを充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましては、新たに合併特例事業債、地域活性化事業債、災害復旧事業債を追加し、一般公共事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債の補正を行っております。

議案第116号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、介護予防支援費計画手数料などに450万円を、包括支援センター

電算システム使用料などに386万円を、総合相談事業委託料に454万7,000円、紙おむつ支給事業など扶助費に974万5,000円を、総額1,234万1,000円の補正を行うものであり、補正後の予算総額は、16億9,859万6,000円と相なります。

議案第117号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、大賀畑地区簡易水道施設整備事業に1億3,725万4,000円を、吉原地区簡易水道施設整備事業に1億2,282万7,000円など総額2億6,158万1,000円の補正を行うものであります。これにより、補正後の予算総額は、10億8,586万5,000円と相なります。

議案第118号は、平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、田殿、徳田、吉見、熊井、吉原地区の施設整備管理委託料に1,053万7,000円など総額1,251万2,000円の補正を行うものであります。これにより、補正後の予算総額は、3億26万9,000円と相なります。

議案第119号は、平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、修繕料など10万5,000円の補正を行うものであります。

議案第120号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、主に汚水処理施設交付金事業において追加配分されたため、第4号幹線管渠布設工事に1億4,793万8,000円を、また、その測量設計費として4,000万円、並びに処理場建設にかかる事業団委託費として9,500万円の補正を行い、補助事業費増額に伴う起債単独事業費分として、管渠布設工事に7,600万円など総額1億9,009万3,000円の補正を行うものであります。これにより、補正後の予算総額は、13億9,728万2,000円と相なります。

議案第121号は、平成18年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。

収益的収入は、当初予算3億7,326万4,000円に対し、74万2,000円の減で、これは消費税及び地方消費税還付金の減によるものであります。補正後の予算は、3億7,252万2,000円となります。また、資本的収入は、当初予算1億9,558万3,000円に対し、2,500万円の増となり、その内訳は、吉備バイパスに伴う水道管布設替え設計の補償費が200万円、阪和自動車道二期建設に伴う水道管布設替え工事の補償費2,300万円であります。補正後の予算は、2億2,058万3,000円となります。

一方、資本的支出は、当初予算3億6,175万7,000円に対し、2,700万円の増となり、内訳は、吉備バイパスに伴う水道管布設替え設計費200万円、阪

和自動車道二期建設に伴う、水道管布設替え工事費が、補償費 2,300 万円に単独費 200 万円を加えた 2,500 万円であります。補正後の予算は、3 億 8,875 万 7,000 円となります。

議案第 122 号は、有田川町少年センター設置条例の制定についてであります。

平成 18 年 3 月 31 日をもって、有田郡少年センター事務組合が解散したため、有田川町少年センターを設置し、青少年の不良化防止並びに健全育成を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第 123 号は、有田川町国民健康保険税条例の制定についてであります。

国民健康保険税条例につきましては、先の合併協議会において調整された中で、本年 3 月末日までは旧 3 町の国民健康保険税条例によって運営し、4 月 1 日からは統一した税率を設定し運営することとされておりました。このため、新たに有田川町国民健康保険税条例を制定するものであります。

国民健康保険税が、ほかの税とは全く異なる点は、まず医療費等の歳出額を算定したのち、国・県支出金等の特定財源を差し引き、残りを国民健康保険税として、応能割・応益割にそれぞれ按分し、税率を求めるものであります。所得割及び資産割については、その額が決定するのは 5 月となり、国民健康保険税が決まるのは、それ以降となり、国民健康保険税条例につきましては、適用は 4 月 1 日となりますが、保険税が決定するのが、これからとなることにより、本条例を制定するものであります。

議案第 124 号は、吉備町国民健康保険税条例等の廃止についてであります。

国民健康保険税条例については、先の合併協議会において、本年 3 月までは旧 3 町の国民健康保険税条例によって運営し、4 月からは統一した税率を設定し運営することとされておりました。新たに有田川町国民健康保険税条例を制定するにあたり、吉備町、金屋町及び清水町国民健康保険税条例を廃止いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 125 号は、有田川町水道事業給水条例の制定についてであります。

水道料金等については、合併協議会において、合併後すみやかに料金の統一をはかることで調整され、旧町それぞれの給水条例を適用し、暫定的に運用してまいりましたが、この度水道料金改定審議会より答申を受け、協議してまいりました結果、水道料金等の改定並びに実施時期については答申のとおりとし、新たに有田川町水道給水条例を制定するものであります。なお、施行日は平成 18 年 10 月 1 日となります。

議案第 126 号は、吉備町水道事業給水条例等の廃止についてであります。

合併後、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町それぞれの給水条例を適用し、暫定的に運用してきましたが、新たに、有田川町水道事業給水条例を制定するにあたり、吉備町水道事業給水条例、金屋町水道事業給水条例、清水町簡易水道事業給水条例を廃止いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 127 号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

であります。

今回の改正は、屋外広告物関係事務が、和歌山県から町に権限委譲されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

議案第128号は、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、体育施設整備補助金等に係る財産処分について、文部科学大臣あてに承認申請を行い、財産処分の承認許可を受けたため、今回、体育施設から金屋中学校に隣接しているクラブハウスを削除するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。今後は学校施設として使用するものであります。

議案第129号は、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、和歌山県重度心身障害児（者）医療費制度の改正が行われることにより、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第130号は、有田川町林業研修宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現条例においては、指定管理者を適用した条例になっていますが、清水町森林組合と協議した結果、直営方式とするのが適当と判断し、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第131号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町林業研修宿泊施設条例の一部改正に伴い、使用料の追加が必要となり、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第132号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令に伴う、条例の改正であり、入居者の世帯構成及び心身の状況からみて、事業主体が入居者を募集しようとしていて、公営住宅に入居することが適切である場合に特定入居を可能とすることになったので、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第133号は、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、国の改正措置に準じ、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象範囲を拡大する改正が行われたことにより、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第134号は、有田川町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、消防組織法の改正で、法条文の枝番号の整理が行われることに伴い、

引用している関係条例3本、有田川町職員定数条例、有田川町消防本部及び消防署の設置等に関する条例、有田川町消防団の設置等に関する条例の一部改正を行うものであります。

議案第135号は、有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、非常勤消防団員が退職した場合に支払う退職報償金の支払い額を国の改正基準に準じ、本条例の一部改正を行うものであります。

議案第136号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、関係省令の一部改正が行われることにより、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第137号は、有田川町農林産物センター、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水1224番地2、有田川町農林産物振興センター「しみず農林産物振興センター」及び有田川町大字上湯川921番地1、有田川町生産物販売施設「山の家しみず」並びに有田川町大字楠本1490番地53、有田川町生産物販売施設「高原の家しみず」の指定管理者を有田川町大字清水1224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第138号は、有田川町林業交流活性化センター、有田川町健康管理センター、有田川町農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字二川823番地、有田川町林業交流活性化センター、温泉健康館「二川温泉」、研修宿泊施設「白馬」、有田川町大字清水1225番地1、有田川町健康管理センター「しみず温泉健康館」、有田川町大字清水1233番地、有田川町農林漁業体験実習館、本館「あさぎり」及び別館「泉水」の指定管理者を有田川町大字清水1224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第139号は、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水1075番地、有田川町野営場等林間休養施設「コテージ」及び1057番地「バンガロー」有田川町大字清水1065番地、有田川町山の家「やすけ」及び1078番地1、山の家「左太夫」の指定管理者を有田川町大字清水1224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第140号は、有田川町営キャンプ場の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字遠井31番地2、有田川町営キャンプ場「遠井キャンプ場」及び有田川町大字久野原736番地、「久野原キャンプ場」の指定管理者を有田川町大字清水1

224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第141号は、有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字清水607番地、ふるさとふれあいの丘「スポーツパーク」の指定管理者を有田川町大字清水1224番地2、財団法人有田川町ふるさと開発公社に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第142号は、有田川町農林産物加工直売施設「あらぎの里」の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字三田664番地1、有田川町農林産物加工直売施設「あらぎの里」の指定管理者を有田川町大字三田664番地1、清水町農林産物加工直売組合に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第143号は、有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字宇井苔213番地1、有田川町生産物販売施設「しらまの里」の指定管理者を有田川町宇井苔区に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第144号は、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字金屋322番地1、有田川町農林水産物直売食材供給施設「明恵ふるさと館」の指定管理者を有田川町大字金屋3番地、金屋町商工会に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第145号は、有田川町林業活性化センターの指定管理者の指定についてであります。

有田川町大字修理川261番地1、有田川町林業活性化センターの指定管理者を有田川町修理川区に指定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第146号は、有田川町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で専門的な知識と経験を有する、有田川町大字徳田651番地、森本好典氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第147号は、非核有田川町宣言についてであります。

核兵器廃絶と世界平和は人類共通の願いであり、合併前の旧3町においても、それぞれ「非核宣言」をしておりましたが、合併協定書の中の慣行の取扱いでは、宣言については新町において調整するとなっております。新たに発足いたしました有田川町においても、核兵器の廃絶と平和的生存権の確立のための「非核有田川町」を宣言するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

旧金屋町で人権擁護委員として、ご尽力いただいた有田川町大字西ヶ峯462番地、新家正治氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を引き続き、人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第148号は、有田川町助役の選任についてであります。

平成18年1月1日より空席になっております助役につきましては、地方行政に精通している、有田川町大字下六川161番地、山崎博司氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、ご同意いただければ、発令日は平成18年6月14日付けとなります。

以上で、議案の説明を終わりたいと思います。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜わりますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明をお願いします。

出納室長、浜田君。

○出納室長（浜田文男）

それでは、議案第84号から議案第90号及び議案第92号から議案第113号までの旧吉備町、旧金屋町、旧清水町及び有田消防組合の平成17年度決算状況について、その概要を一括して補足説明申し上げます。

今回の決算は、旧三町の合併に伴いまして、平成17年4月1日から12月31日までの9カ月間の打ち切り決算となっております。なお、一般会計及び特別会計の決算において剰余金が生じた場合、その剰余金は全額新町に引継ぎしております。しかし、不足額が生じた場合は、繰上充用は認められておりませんので、そのまま赤字決算としております。その赤字額については、新町において各会計ごとに対処することになっております。

まず、旧吉備町の平成17年度決算について、ご説明申し上げます。

旧吉備町では、1つの一般会計と6つの特別会計があります。

議案第84号、吉備町一般会計については、決算書の9ページから183ページであります。

歳入合計は39億7,240万1,258円で、そのうち自主財源である町税が13億5,808万6,973円、歳入合計の34.2%を占めております。また、地方交付税が15億6,434万8,000円で、歳入合計の39.4%を占め、町税と地方交付税を合わせて歳入合計の73.6%を占めております。

一方、歳出合計は37億5,591万1,298円で、そのうち社会福祉、老人福

祉、児童福祉などの民生費とごみ処理、し尿処理事業などの衛生費を合わせて13億8,283万2,368円で、歳出合計の36.8%を占めております。また、大谷農道新設工事など農道基盤整備事業をはじめ町道整備、交通安全施設整備などの農林土木費に6億2,965万9,734円、歳出合計の16.8%を占め、また、藤並小学校と御霊小学校の普通教室にエアコンを設置するとともに、田殿小学校の校舎改築工事に着手するなど、教育費では、3億8,806万8,047円、歳出合計の10.3%を占めております。

歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして、2億1,648万9,960円の余剰金があり、全額新町へ引継ぎしております。

続きまして、特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

議案第85号、吉備町住宅新築資金等事業特別会計については、決算書の185ページから199ページであります。

歳入合計は768万5,270円、歳出合計は950万3,657円となっており、差引残額は181万8,387円の不足額となり、赤字決算となっております。本資金は平成7年度に貸付を終了し、貸付者は324人、606件で、償還が始まってからすでに30年が経過し、278人、85.8%が償還を終了しております。いまだ償還途上の方もおりますが、金額面では99.4%の償還率となっております。

次に、議案第86号、吉備町老人保健特別会計については、決算書の201ページから217ページであります。

歳入合計は8億9,835万6,795円で、歳出合計は10億3,666万9,719円となっており、差引残額は1億3,831万2,924円の不足額となり、赤字決算となっております。なお、対象老人者数は、17年12月末現在1,934人となっております。

次に、議案第87号、吉備町国民健康保険事業特別会計については、決算書の219ページから257ページであります。

歳入合計は10億1,547万6,118円で、歳出合計は11億5,450万7,338円となっており、差引残額は1億3,903万1,220円の不足額となり、赤字決算となっております。なお、17年12月末現在の世帯数は2,813世帯、被保険者数は7,327人となっております。また、人間ドック、脳ドックへの助成事業を実施しており、人間ドックに411人、脳ドックに391人受検しております。

次に、議案第88号、吉備町農業集落排水事業特別会計については、決算書の259ページから273ページであります。

歳入合計は1,747万3,866円で、歳出合計は8,967万6,224円となっており、差引残額は7,220万2,358円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、それぞれの浄化施設の管理運営費等であります。なお現在、田殿地区、徳田地区、吉見地区及び熊井奥地区の4地区が稼働しており、4地区の合



計の契約戸数は806戸で、そのうち450戸が使用開始しており、加入率は55.8%となっております。

次に、議案第89号、吉備町公共下水道事業特別会計については、決算書の275ページから293ページであります。

歳入合計は2億9,498万7,966円で、歳出合計は7億6,498万3,019円となっており、差引残額は4億6,999万5,053円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出では、上中島・一ツ松地区内で、延長4.1キロメートルの管渠布設工事費と、終末処理場の用地7,872平方メートルの用地購入費となっております。

次に、議案第90号、吉備町介護保険事業特別会計については、決算書の295ページから331ページであります。

歳入合計は4億8,078万9,852円で、歳出合計は4億4,668万4,893円となっており、差引残額は3,410万4,959円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎしております。なお、17年12月末現在の要介護・要支援の認定者数は、432人となっております。

続きまして、旧金屋町の平成17年度決算について、ご説明申し上げます。

旧金屋町では、一般会計と9つの特別会計があります。

議案第92号、金屋町一般会計については、決算書の1ページから148ページであります。

歳入合計は46億8,225万5,214円で、そのうち自主財源である町税が6億175万9,609円で歳入合計の12.9%を占めております。その中には、入湯税1,674万2,250円が含まれております。また、地方交付税が24億8,709万4,000円で歳入合計の53.1%を占め、町税と地方交付税を合わせて、歳入合計の66%を占めております。また、ゴルフ場利用税交付金が3,820万2,542円があり、歳入合計の0.8%を占めております。

一方、歳出合計は38億1,624万1,903円で、そのうち社会福祉、老人福祉、児童福祉などの民生費とごみ処理、し尿処理事業などの衛生費を合わせて6億9,433万545円で歳出合計の18.2%を占めております。一方、農道、林道の整備をはじめ、町道の改良工事など農林土木費で7億1,193万77円で歳出合計の18.7%を占めております。また、旧鳥屋城小学校校舎解体撤去工事をはじめ、小川小学校プール改築工事など、教育費では、4億3,158万6,958円で歳出合計の11.3%を占めております。

歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして、8億6,601万3,311円の余剰金があり、全額新町へ引継ぎしております。

続きまして、特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

議案第93号、金屋町国民健康保険事業特別会計については、決算書の149ペー

ジから172ページであります。

歳入合計は7億3,407万5,641円で、歳出合計は8億2,088万8,670円となっており、差引残額は8,681万3,029円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は医療費であります。なお、17年12月末現在の世帯数は2,224世帯、被保険者数は5,384人となっております。

次に、議案第94号、金屋町老人保健特別会計については、決算書の173ページから184ページであります。

歳入合計は8億3,513万3,671円で、歳出合計は9億5,620万9,712円となっており、差引残額は1億2,107万6,041円の不足額となり、赤字決算となっております。なお、対象老人者数は、17年12月末現在1,940人となっております。

次に、議案第95号、金屋町簡易水道事業特別会計については、決算書の185ページから204ページであります。

歳入合計は1億68万4,105円で、歳出合計は2億8,538万8,879円となっており、差引残額は1億8,470万4,774円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、五西月北地区簡易水道施設整備事業費であります。なお、17年12月末現在の給水人口は8,794人となっております。

次に、議案第96号、金屋町岩倉財産区管理会特別会計については、決算書の205ページから217ページであります。

歳入合計は5万8,694円で、歳出はございませんでした。よって、全額新町に引継ぎいたしております。

次に、議案第97号、金屋町農業集落排水事業特別会計については、決算書の219ページから235ページであります。

歳入合計は1,044万4,645円で、歳出合計は5,586万4,697円となっており、差引残額は4,542万52円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、吉原浄化センターの施設管理費と建設の財源となった町債の元利償還金であります。なお、吉原地区加入世帯数は、17年12月末現在271戸であります。

次に、議案第98号、金屋町介護保険特別会計については、決算書の237ページから258ページであります。

歳入合計は4億6,176万7,181円で、歳出合計は4億2,448万3,028円となっており、差引残額は3,728万4,153円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。なお、要介護・要支援の認定者数は、17年12月末現在413人となっております。

次に、議案第99号、かなや明恵峡温泉特別会計については、決算書の259ページから271ページであります。

歳入合計は1億773万4,967円で、歳出合計は1億415万2,499円となっており、差引残額は358万2,468円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。なお、温泉利用者数は大人11万2,481人、子供9,859人の合計12万2,340人となっております。

次に、議案第100号、金屋町浄化槽事業特別会計については、決算書の273ページから285ページであります。

歳入合計は386万5,410円で、歳出合計は879万7,030円となっており、差引残額は493万1,620円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、浄化槽整備事業に係る設置工事費であります。なお、加入世帯数は、17年12月末現在、西ヶ峯、中峯、有原、青田で40戸であります。

次に、議案第101号、金屋町、吉備町及び清水町指導主事共同設置特別会計については、決算書の287ページから296ページであります。

歳入合計は2,112万円で、歳出合計は1,553万958円となっており、差引残額は558万9,042円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。主な歳出は、指導主事の2名分の人件費であります。なお、本特別会計は、構成町が一つになりましたので、本年度をもって廃止することとなっております。

続きまして、旧清水町の平成17年度決算について、ご説明申し上げます。

旧清水町では、一般会計と10の特別会計があります。

議案第102号、清水町一般会計については、決算書の11ページから254ページであります。

歳入合計は29億7,029万9,538円で、そのうち自主財源である町税が2億6,198万3,266円で歳入合計の8.8%を占めております。また、地方交付税が20億8,989万円で歳入合計の70.4%を占め、町税と地方交付税を合わせて、歳入合計の79.2%を占めております。

一方、歳出合計は38億2,521万3,139円で、そのうち、社会福祉、老人福祉、児童福祉などの民生費とごみ処理・し尿処理事業などの衛生費を合わせて5億4,322万228円、歳出合計の14.2%を占めております。一方、中山間地域総合整備事業、ふれあいドーム建築工事に3億1,257万5,000円をはじめ農林業担い手育成対策事業、及び農道、林道、町道の整備など農林・土木費で14億2,668万3,337円で歳出合計の37.3%を占めております。また、城山西小学校をはじめ八幡小学校、白馬中学校などの校舎耐震診断、栗生小学校の浄化槽改修工事など、教育費では、2億5,343万2,124円で歳出合計の6.6%を占めております。また、16年度からの繰越事業としてNTT及びボーダフォンの移動通信用鉄塔が完成するとともに清水行政局庁舎建築がスタートいたしております。

歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして、8億5,491万3,601円の不足額となっており、赤字決算となっております。

続きまして、特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

議案第103号、清水町国民健康保険事業特別会計については、決算書の255ページから294ページであります。

歳入合計は3億1,169万7,868円で、歳出合計は4億1,306万1,075円となっており、差引残額は1億136万3,207円の不足額となり、赤字決算となっております。なお、17年12月末現在の世帯数は1,480世帯、被保険者数は2,808人となっております。

次に、議案第104号、清水町老人保健特別会計については、決算書の295ページから310ページであります。

歳入合計は5億6,572万624円で、歳出合計は6億5,735万8,190円となっており、差引残額は9,163万7,566円の不足額となり、赤字決算となっております。なお、対象老人者数は、17年12月末現在1,451人となっております。

次に、議案第105号、清水町介護保険事業特別会計については、決算書の311ページから338ページであります。

歳入合計は3億5,769万7,744円で、歳出合計は3億3,701万8,621円となっており、差引残額は2,067万9,123円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。なお、要介護、要支援の認定者数は、17年12月末現在360人となっております。

次に、議案第106号、清水町特別養護老人ホーム等事業特別会計については、決算書の339ページから350ページであります。

歳入合計は1億4,205万2,959円、歳出合計は1億3,989万6,838円となっており、差引残額は215万6,121円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。歳出は、特別養護老人ホーム等運営事業の委託料であります。

次に、議案第107号、清水町簡易水道事業特別会計については、決算書の351ページから368ページであります。

歳入合計は5,781万3,054円、歳出合計は1億7,148万1,629円となっており、差引残額は1億1,366万8,575円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、栗生統合簡易水道整備工事費であります。なお、17年12月末現在の給水人口は3,099人となっております。

次に、議案第108号、清水町簡易排水事業特別会計については、決算書の369ページから380ページであります。

歳入合計は96万6,301円で、歳出合計は160万1,467円となっており、差引残額は63万5,166円の不足額となり、赤字決算となっております。主な歳出は、施設の管理運営費と町債の元利償還金であります。なお、加入世帯数は、17

年12月末現在、栗林地区で27戸であります。

次に、議案第109号、清水町栗生財産区会計については、決算書の381ページから390ページであります。

歳入合計は142万294円で、歳出合計は48万241円となっており、差引残額は94万53円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎしております。なお、主な歳出は、森林の保育事業に係る作業員の賃金等であります。

次に、議案第110号、清水町城山山林財産区会計については、決算書の391ページから398ページであります。

歳入合計は173万7,913円で、歳出はございませんでした。よって、全額新町に引継ぎいたしております。

次に、議案第111号、清水町八幡山林財産区会計については、決算書の399ページから406ページであります。

歳入合計は191万7,227円で、歳出合計は177万8,384円となっており、差引残額は13万8,843円の余剰金が生じており、全額新町へ引継ぎいたしております。主な歳出は、公有林整備事業に係る町債の元利償還金であります。

次に、議案第112号、清水町安諦山林財産区会計については、決算書の407ページから414ページであります。

歳入合計は11万3,290円で、歳出はございませんでした。よって、全額新町に引継ぎいたしております。

続きまして、議案第113号、有田消防組合会計の平成17年度決算について、ご説明申し上げます。

歳入合計は3億8,806万7,386円で、これは構成する3町からの分担金等の収入であります。

歳出合計は3億8,638万9,724円で、そのうち人件費が約9割を占めております。17年中の火災発生件数は、建物火災が10件、車両火災が2件、その他火災が10件の合わせて22件であり、過去10年間では2番目に高い件数となっております。また、救急車の出動件数は、1,194件であり、昨年より35件少なくなったものの、過去10年間では2番目に高い件数となっており、年々増加する傾向にあります。

歳入合計から歳出合計を差し引きいたしまして167万7,662円の余剰金があり、全額新町へ引継ぎいたしております。なお、有田消防組合を構成する3町が一つになったことから、本年度をもって有田消防組合会計を廃止し、有田川町の一般会計に編入することとしております。

以上で、旧吉備町、旧金屋町、旧清水町及び有田消防組合の平成17年度決算の概要説明を終わります。

詳細につきましては、決算事項別明細書、財産に関する調書等をご参照ください。

また、3町の決算書の集計表を作成し、お手元に配布しておりますので、あわせてご参照ください。

何とぞ、ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

しばらく休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時26分

再開 11時40分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、補足説明をお願いいたします。

水道課長、嶋崎君。

○水道課長（嶋崎篤生）

議案第91号、平成17年度吉備町水道事業会計決算認定についてご説明させていただきます。

決算書の1ページの方お願いします。

決算報告書でございます。決算額のみ、させていただきます。

まず、収益的収入及び支出です。

収入の部、第1款水道事業収益は3億1,951万9,029円で、内訳といたしまして、第1項の営業収益が2億9,950万5,939円、第2項の営業外収益が2,001万3,090円でございます。

支出の部でございます。第2款水道事業費用は2億3,688万1,788円で、内訳といたしまして、第1項の営業費用が2億1,682万8,320円、第2項の営業外費用が2,005万3,468円でございます。

収入支出差し引き、消費税を差し引いて、7,229万857円の黒字決算でございます。

続きまして、資本的収入支出です。

収入の部、第1款資本的収入は1億1,783万3,801円。内訳といたしまして、第1項の工事負担金、1,783万3,801円。第2項の企業債、1億円でございます。

支出の部につきましては、第2款資本的支出は2億4,905万9,913円で、内訳として第1項建設改良費、2億3,109万2,636円。第2項企業債償還金1,796万7,277円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億3,122万6,112円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,400万7,883円。当年度分損益勘定9,627万2,229円。消費税、資本的収支調整額、

1, 094万5, 932円により補填しております。

続きまして、2ページから6ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表であります。

この中で、剰余金計算書におきまして、前年度繰越利益剰余金2, 532万3, 419円と当年度分純利益7, 229万857円を合計いたしました9, 761万4, 276円が、当年度の未処分利益剰余金となります。また、4ページの剰余金処分計算書でございますが、当年度末未処分利益剰余金9, 761万4, 276円のうちより、法に基づき、500万円を減債積立金とし、また9, 000万円を建設改良積立金とすることにより、残額261万4, 276円は、平成17年度有田川町水道事業会計への繰越利益剰余金とさせていただきます。

7ページから18ページまでは、決算補足書類並びに参考資料でございます。お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご審議いただき、ご認定のほどよろしくお願いいたしまして、水道事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

続いて、補足説明をお願いいたします。

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

議案第114号、平成17年度有田郡少年センター事務組合会計歳入歳出決算の認定について、補足説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

1ページの歳入合計は、予算現額1, 361万1, 000円に対し、収入済額1, 355万3, 051円で、予算現額と収入済額との比較では、5万7, 949円の減となっております。

2ページの歳出合計は、予算現額1, 361万1, 000円に対し、支出済額1, 355万3, 051円で、予算現額と収入済額との比較では、5万7, 949円の不用額となっております。主な支出済額は、少年センター運営費に666万7, 725円、少年補導事業に688万5, 326円でございます。

8ページの実質収支に関する調書では、歳入歳出差引額及び実質収支額はございません。

なお、3ページ以下、事項別明細書を添付しておりますので、ご高覧賜り、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（亀井次男）

ほかに補足説明はございませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第35号、議案第84号から日程第65号、議案第114号までの監査報告をお願いします。

監査委員、森本君。

○監査委員（森本 明）

平成17年度、各会計の監査の結果報告をいたします。

吉備町、金屋町、清水町各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成17年度4月から12月まで吉備町各会計、金屋町各会計、清水町各会計の歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況等の書類について審査したところ、決算等については、関係諸帳簿及び諸書類と符合しており、計数的に正確であり、誤りのないものと認められた。

次に、吉備町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成17年度吉備町水道事業会計決算並びに付属書類を、関係法令にしたがって調整されているか否かを確認、計数については、関係諸帳簿、証拠書類と照合検査にて計数の正否を審査したところ、正確であると認められる。

次に、有田消防組合会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定によって、平成17年度有田消防組合会計決算並びに関係諸帳簿、諸書類について審査したところ、決算は、関係諸帳簿及び諸書類と符合しており、計数的に正確であり、誤りのないものと認められた。

最後に、有田郡青少年センター事務組合会計歳入歳出決算意見書。

平成17年度、有田郡少年センター事務組合会計について審査したところ、決算は関係諸帳簿、諸書類と符合しており、計数的に正確であり、誤りのないものと認められた。以上です。

○議長（亀井次男）

以上、監査委員の報告が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第148号、助役の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第148号、助役の選任についてを追加日程第1として議題に追加することに決定しました。

〔尾上武男君、増谷憲君、堀江眞智子君退場〕



…………… 追加日程第1 議案第148号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、議案第148号、助役の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

〔尾上武男君、増谷憲君、堀江眞智子君入場〕

…………… 日程第5 議案第146号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、議案第146号、有田川町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

…………… 日程第6 議案第122号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第122号、有田川町少年センター設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしく願います。

~~~~~

休憩 11時53分

再開 14時42分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第35、議案第84号から日程第65、議案第114号までの31件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第35、議案第84号から日程第65、議案第114号までの31件を先に審議することに決定しました。

…………… 日程第35 議案第84号 ～ 日程第65 議案第114号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第35、議案第84号、平成17年度吉備町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第65、議案第114号、平成17年度有田郡少年センター事務組合会計歳入歳出決算の認定についてまで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

…………… 決算審査特別委員会の設置及び議案の付託 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第114号までの31件は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第35、議案第84号から日程第65、議案第114号までの31件については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

…………… 決算審査特別委員会委員の選任について ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

ただいま設置することに決定された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、5番、東武史君、8番、岡省吾君、10番、湊正剛君、11番、佐々木裕哲君、13番、横畑龍彦君、14番、殿井堯君、18番、楠部重計君、19番、新家弘君、26番、森谷信哉君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した9名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

報告いたします。

ただいま選任されました決算審査特別委員会より、正副委員長互選による結果の報告がありましたので、その結果について申し上げます。

委員長に森谷君、副委員長に東君が選任されましたので、ご報告いたします。

お諮りします。

先ほど決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第84号から議案第90号まで、議案第92号から議案第114号までの30件は、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号から議案第90号まで、議案第92号から議案第114号までの30件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第7 報告第23号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、報告第23号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第8 報告第24号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、報告第24号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 9 報告第 25 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、報告第 25 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 10 報告第 26 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、報告第 26 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 1 報告第 2 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 1、報告第 2 7 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 2 報告第 2 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 2、報告第 2 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度

有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第13 報告第29号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第13、報告第29号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第14 報告第30号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第14、報告第30号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑をなしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第15 報告第31号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、報告第31号、専決処分の承認を求めることについて、平成17年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。



…………… 日程第 1 6 報告第 3 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 6、報告第 3 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 1 7 報告第 3 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 7、報告第 3 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 18 報告第 34 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、報告第 34 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 19 報告第 35 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、報告第 35 号、平成 17 年度有田川町一般会計継続費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 20 報告第 36 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第20、報告第36号、平成17年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第21 報告第37号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第21、報告第37号、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第22 報告第38号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第22、報告第38号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第23 報告第39号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第23、報告第39号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第24 報告第40号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第24、報告第40号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 2 5 報告第 4 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、報告第 4 1 号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1 番、尾上君。

○1 番（尾上武男）

この中の 5 ページですけれども、人件費の中で、一般職員は特別手当をなくしていると思うのですが、この開発公社だけ、なぜ特別手当を計上しているのか。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

尾上議員さんの質疑にお答えいたします。

この調整手当は、職員については 4 月から廃止ということで、この調整手当 9 万円と載せてますけれども、実際払うことはいたしませんので、減額という形になります。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑ないようですので、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

…………… 日程第 2 6 報告第 4 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、報告第 4 2 号、金屋町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第 2 7 報告第 4 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第27、報告第43号、清水町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第28 報告第44号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第28、報告第44号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

今回の専決処分で出されているわけですが、もう少し主なポイントだけに絞って、固定税の問題とか、それから町民税、県民税の問題について、わかりやすくご答弁まずいただけますか。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

お答えします。

先ほどの全員協議会の際の説明ではちょっとわかりにくかったかと思うんですけども、まず町民税につきまして、大きな改正につきましては、税率が町民税については6%になるということです。比例税率になるということです。今までは、段階的に200万円以下の金額のときは3%、それから200万円を超える場合には8%等となっていた分が6%になるということです。これは、先ほども申しましたけれども、所得税から住民税への税源移譲を行うための税率の見直しであります。そして、町県民税合わせての税率が10%ということ。これは、ここで町県民税では税率が上がるんですけども、反対に所得税からの移譲がありまして、所得税につきましては税率が落ちるということです。ですから、個人をとった場合、両方合わせた税金については増額はなしということで、負担増はありません。ただ、町県民税につきましては、住民税が増える、所得税については減るということになっております。

それから、固定資産税につきましては、主な改正について、地価が上がっているのに、現状としての評価額は今までは負担調整率をかけていましたので、上がりが少ないと、何年もかかってから、現状の地価に近づいていくということだったので、それを、ちょっと期間を早めて、不公平な税をなくすということで、今回の場合は、前年

度課税標準額に当該年度と今年の評価額の5%を加算するという事です。

それで、特に開きが多いというのは、負担水準のところでは60%未満、これはまあ、商業地とかになるんですけども、60%未満のところについては、かなり上がる率が低いのに、何年もかけて上がると、そういうことがありまして、その期間を縮めるということではしております。農地については、そういうことについては、改正はしていません。要は、商業地それから住宅用地、そこら辺が開きが大きくて、現状の地価に近づく期間が長いということで、今回の改正となっております。以上です。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

全体で見たら変動ないというお話でありましたけども、例えば、所得割の200万円以下の場合にはどうなるかという点と、それから、今まで町へ入っていたものが、逆に減ったりしないかとか、そういう関係が出てくると思うのですが、この計算でいきますと、県へ納める金額が増えて、町へが減ってくるのではないかという説明も聞いたというふうに思うのですが、その点、もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

所得が200万円以下の場合、今までは町民税で3%、県民税で2%、合わせて5%ということなんです。これが、今回の改正で、町県民税合わせて10%ということになり、率としては倍の町県民税を払うことになります。その分については、所得税からその分が引かれるということなんです。

それから、今回の改正によって、町民税が減って、県民税が増えるということなんですけども、これは、先ほども説明させていただいたように、町県民税合わせて2億1,000万円ほどが増えるわけです。有田川町として増えるわけです。ところが、率として4%が県民税へいくということで、県民税の支払う率が多くなるということで、合計しますと町民税では減ってくるということなんです。それで、今まだきっちり決まってないんですけども、これが、県民税については、町が肩代わりして集めるということになります。それで、ある程度の差については、県の方から徴収手数料という形で、こちらの町の方へ返ってくるということになっております。率については、ちょっと今のところ、資料を持っておりませんので。以上です。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 29 報告第 45 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 29、報告第 45 号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑をなしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 30 報告第 46 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 30、報告第 46 号、専決処分の承認を求めることについて、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 1 報告第 4 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 1、報告第 4 7 号、専決処分の承認を求めることについて、和歌山県市町村職員退職手当事務組合理約の一部を改正する規約を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第 3 2 報告第 4 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第32、報告第48号、専決処分の承認を求めることについて、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合理約の一部を改正する規約を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

したがって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第33 報告第49号 ～ 日程第34 報告第50号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第33及び日程第34については、先ほど、町長が報告したとおりであります。お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第92、議案第142号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを先に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第92、議案第142号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを先に審議することに決定しました。

…………… 日程第92 議案第142号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第92、議案第142号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

25番、橋爪君。

○25番（橋爪弘典）

この指定団体でございますけれども、清水町農林産物加工直売組合となっておりますけれども、清水町というのはもう現存しないわけでございますけれども、どういうことであるのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

今、提案してるのは、委員会付託をするための順序を踏んでるので、またその中で審議していただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第142号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定については、産業建設常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第94、議案第144号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第94、議案第144号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを先に審議することに決定しました。

…………… 日程第94 議案第144号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第94、議案第144号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっています議案第144号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定については、産業建設常任委員会に付託することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第96、議案第147号、非核有田川町宣言についてを先に審議したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第96、議案第147号、非核有田川町宣言についてを先に審議することに決定しました。

…………… 日程第96 議案第147号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第96、議案第147号、非核有田川町宣言についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっています議案第147号、非核有田川町宣言については、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第97、諮問第1号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを先に審議したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第97、諮問第1号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを先に審議することに決定しました。

…………… 日程第97 諮問第1号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第97、諮問第1号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第97、諮問第1号、人件擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。お諮りします。

日程第66、議案第115号から日程第91、議案第141号まで、日程第93、議案第143号、日程第95、議案第145号を提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月21日、水曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 15時20分